

✂
広報

みほ

平成26年(2014)
2月号
No.623

人と自然が輝くまちMIHO



成長した友人や懐かしい恩師と
久しぶりの再会!
(成人式会場にて)

未来へ新たな決意!!

美浦村成人式



一生に一度の記念撮影です



式典はおそろかに進められました



開式の辞 山口康平さん(下舟子)



閉式の辞 川崎 司さん(信太)



君が代伴奏 小西孝賢さん(土屋)



久しぶりの再会に話が弾む新成人の皆さん

1月12日、中央公民館で平成26年美浦村成人式典が開催されました。今年、晴れの門出を迎えた新成人は213名(男性118名・女性95名)。このうち式典に参加した156名は旧友たちと再会し、お互いの成長した姿に驚き、喜び、現在の生活等を確認し合う等、旧交を温めながら互いに大人の仲間入りを祝いました。式典では、中島村長が「決して平坦な道ばかりではなく様々な障害や挫折があるかもしれませんが、青春は一度しかありません。様々なことにぜひトライしてください。目標を高く、情熱を持って社会に羽ばたき、ふるさと美浦村の明るい未来を築いてくださるよう、ご期待申し上げます。」と新成人の皆さんに激励の言葉を贈りました。また、来賓や中学校時代の恩師からのお祝いの言葉に、新成人の皆さんは改めて大人としての自覚と責任をかみしめているようでした。

新成人の主張

新成人3名が式典で意見発表を行いました。



塚本麻衣子さん
(受領)

本日は、私達新成人のためにこのような式典を開いていただき、誠にありがとうございます。

中学校を卒業してから5年が経ち、今振り返るととてつもなく早かったように思います。6年後のオリンピック開催地が東京に決まりましたが、その6年もあつという間に経ってしまうのでしょうか。

今の世界を見てみると景気はよくないし、ただでさえ不安な就活は私達の世代から期間を短くされ、6年後どこか来年の自分の姿さえ見えないのが現状です。だから、私は一番近い明日の自分を考えるようにしています。今日の自分より明日の自分は少しでも成長できるように、その日やるべきこと等の目標を決めています。それが達成できたときには素直に喜び、そうした地道な1日1日の積み重ねが、見えない将来を徐々に明確にしてくれる気がするのです。だから私は今日という日を、明日という日を大切に生きていきたいと思っています。自分には今、夢があります。1日を積み上げていったその先にいる自分がその夢を実現した姿であるように、私は努力していきたいです。最後に、そんな私の1日1日を支えてきてくれた大切な家族、先生方、友達、そして、今この場にいる皆様への感謝の言葉を述べさせていただきます。20年間ありがとうございました。これからもよろしく願いいたします。



金子拓矢さん
(大山)

本日は、私達新成人のためにこのような盛大な式典を催していただき、誠にありがとうございます。

中学校を卒業して早5年の月日が流れ、私達は新成人と呼ばれる立場になりました。職に就く者、学問に励む者、立っている場所は違っても、それぞれの経験に伴った自分なりの思いを持ってきたはず

です。私も自分を見つめ直すきっかけとなった生涯忘れることのない出来事があります。それが一昨々年の東日本大震災です。私は震災後に被災地を訪れ、あるはずの家がなく延々と更地が広がっている光景を目にしたとき、初めて震災というものを知ったように感じました。それから、毎日の中で「生きる」ということ、「自分という1人の人間」について、その他様々なことに思いを巡らせ見えてきたものは、「日々の中で思いを伝えるということを含められている自分」でした。だからこそ成人となった今、「思いを言葉で、行動で表せる人間」になることが自分の大人への第一歩だと思っています。今この場で伝えたい思い、それは「感謝」です。自分が成人という一つの節目を迎えることができた背景には、多くの方々の支えがありました。自分を産み育ててくれた両親、いつもそばで見守ってくれた祖父母、面倒を見てくれた先輩、慕ってくれた後輩、自分を強い人間に育ててくれた少年野球の監督・コーチ、ここにいる友人とお世話になった先生方、その他にも数え切れない程の人の支えがあって自分がこの日を迎えることができたという「感謝」を心から伝えたいです。成人となった私達には多くの権利、自由が与えられ、同時に責任という見えない義務が生じてきます。その意味を理解した上で、一步一步着実に今を歩んでいこうと思います。まだまだ若輩者の私達ですが、今後ともご指導の程よろしく願いいたします。

成人者代表謝辞



岡本良太さん
(受領)

本日は、私達のためにこのような盛大な式典を催していただき、誠にありがとうございます。皆様からお祝いや激励のお言葉をいただき、身の引き締まる想いです。

私達はこれまで、家族はもちろん、小中学校の先生や多くの地域の皆様に成長を見守っていただき、この日を迎えることが出来ました。

成人となる今、私達は社会の出来事をより身近に、より多くの視点から真剣に考えなくてはなりません。東日本大震災からは間もなく3年が経ちますが、今も約29万人もの人々が避難生活を余儀なくされています。私たちに出来ることは何でしょうか。すでに実社会で働いている者、学業・部活動に励んでいる者、置かれた立場に違いはありますが、各々が選んだ道で夢や目標・責任を持ち、自分を見失わず日々努力し歩んでいくことで、少しでも社会にお返ししていきたいと思っています。私達は皆、今日を心待ちにしておりました。かけがえのない故郷、美浦で成人を迎えられることを幸せに、そして誇りに思います。東京オリンピック開催までには柳のように折れない心の強さ、柔軟さを手に入れ、社会に貢献できる人間になりたいです。まだまだ未熟な私達ですので、ご指導をよろしく願いいたします。本日は本当にありがとうございました。



中嶋千紘さん
(宮地)

本日は、私達のために盛大な式典を開いていただき、ありがとうございます。卒業して早5年、久しぶりに会う旧友は綺麗になっていたり遅しくなっていたり、私は

圧倒されました。でも、根本は変わっておらず、中学生のときのように楽しくお話しすることができ、とても嬉しく、当時を思い出して懐かしく思います。私が今、こうして無事二十歳を迎えることが出来ているのは、ここまで成長させてくれた家族、友人やお世話になった先生方、その他いろいろな方々のおかげです。私には夢があります。私の夢はビックになることです。10年以内にビックになってこの村に戻ってきますので、皆さん楽しみにしてください。これからもよろしく願いいたします。

※紙面の都合上、『新成人の主張』『成人者代表謝辞』は抜粋とさせていただきます。

美浦村内に住宅を取得して定住された方に、 「美浦村定住促進奨励金」を交付します

今年の申請は平成24年1月2日から平成25年1月1日までに住宅を取得した方が対象です

近年、美浦村では人口が減少し続けています。人口の減少は、村民生活の活力の低下を招くだけでなく、地域経済に大きな影響を及ぼし、地域の存立基盤にまで関わります。

そこで村では、住民の定住化を促進し、人口の増加と活力あるまちづくりの推進を図るため、「美浦村定住促進条例」を制定しました。この制度は、村外の方や村内の貸家・寮等にお住まいの持家のない方が村内に住宅を取得し、美浦村に定住する場合に、奨励金を交付するものです。

奨励金交付の対象者

奨励金を受けようとする本人が居住するために、美浦村に住宅^{*}を新築または購入し、なおかつ当該住宅の土地を取得し、美浦村の住民として定住する方が対象です。

なお、取得した土地・住宅が共有名義の場合には、他の共有者の同意を得られた代表者一人が申請者となり、奨励金の交付を受けます。

※対象となる住宅

平成24年1月2日以降に取得した住宅が対象となります。ただし、次のいずれかの要件に該当する場合は対象となりません。

- ・ 相続により取得した住宅
- ・ 現に住宅敷地となっている土地に建設された住宅
- ・ 土地については取得時期等の制限はありません。

ただし、次のいずれかの要件に該当する方が、同世帯にいる場合には対象となりません。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴

力団員

- ・ 過去に奨励金の交付を受けた方
- ・ 村税および使用料、その他の村の税外収入金を滞納している方

奨励金の額・交付期間

【奨励金の額（年額）】

納付した「当該住宅および住宅敷地に係る固定資産税年税額」相当額が奨励金として交付されます。ただし、取得した住宅によって限度額が次のとおり設定されています。

- ・ 新築住宅：20万円
- ・ 中古住宅：10万円

【奨励金の交付期間】

申請時における世帯状況によって交付期間は異なり、この交付期間は、当該物件に固定資産税が課税された初年度から起算します。

- ・ 同世帯に義務教育終了前の子がいる場合：最長5年

- ・ 同世帯に義務教育終了前の子がいない場合：3年

奨励金交付までの流れ

(1) 交付申請書の提出

申請期間内に、「定住促進奨励金交付申請書」に必要事項を記入、押印のうえ、次の書類を添付し、役場企画財政課に提出してください。

なお、交付期間中は、毎年度申請が必要です。

【交付申請書の申請期間】

奨励金の交付を受ける年度の3月1日～3月末日まで（ただし、土日・祝日を除く。役場開庁時間は午前8時30分～午後5時15分）

※平成24年1月2日～平成25年1月1日に住宅を取得した場合の最初の申請は、平成26年3月1日～3月31日まで。

【添付書類】

- ①住民票の謄本（続柄の記載されたもの）
- ②土地の登記事項証明書
- ③住宅の登記事項証明書
- ④定住誓約書
- ⑤村税等納入状況確認承諾書
- ⑥定住促進奨励金に係る共有名義者同意書（この同意書は、申請に係る土地・住宅が共有名義の場合に必要なです）

※2年度目以降の申請には、「添付書類②③④」の添付の必要はありません。

(2) 奨励金の交付決定

交付申請の審査結果を、「定住促進奨励金交付決定通知書」または「定住促進奨励金不交付決定通知書」により通知します。

※交付申請書を受理した日から原則15日以内に通知します。

(3) 奨励金の請求

決定通知書を受け取ったら、「定住促進奨励金交付請求書」に必要事項を記入・押印し、役場企画財政課に提出してください。なお、奨励金の振込先口座は、申請者ご本人の金融機関口座に限ります。

※当該年度の3月末日、または決定通知書を受け取った日から15日以内に提出してください。

(4) 奨励金の振込み

交付請求書に記載された申請者ご本人の金融機関口座に、村から奨励金を交付します。

※交付請求書を受理した日から30日以内に交付します。

決定の取消し

交付決定者が次のいずれかに該当したときは、奨励金の交付決定を取消し、「定住促進奨励金交付決定取消通知書」により当該交付対象者に通知します。

- ・偽りその他の不正の手段により奨励金の交付決定を受けたとき
- ・その他村長が適当でないと認めるとき

奨励金の返還

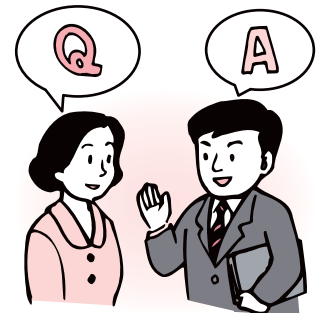
交付決定の取消しを受けた場合において、既に奨励金を交付されているときは、「定住促進奨励金返還命令書」に記載された期限までに記載された請求金額を返還してください。



◇問合せ 役場企画財政課 ☎ 885

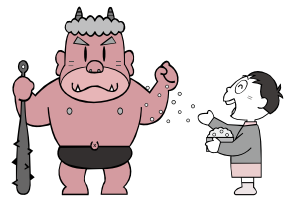
10340内線208

私は「美浦村定住促進奨励金」をもらえますか？



- Q1 村外に住んでいます。これから美浦村の土地を取得して（相続等を含む）、その土地に住宅を新築します。→ はい。交付対象です。
- Q2 村外に住んでいます。これから美浦村の土地と住宅を購入します。→ はい。交付対象です。
- Q3 美浦村に住っていますが、持家はありません。これから美浦村の土地を取得して、住宅を新築します。→ はい。交付対象です。
- Q4 美浦村に住っていますが、持家はありません。これから美浦村の土地と住宅を購入します。→ はい。交付対象です。
- Q5 現在ある親名義等の住宅敷地内に、住宅を新築します。→ 交付対象とはなりません。
- Q6 現在ある親名義等の住宅敷地を分筆し私の名義にし、その土地に住宅を新築します。→ 交付対象とはなりません。
- Q7 住宅を建て替えます。→ 交付対象とはなりません。
- Q8 住宅を取得しましたが、その土地は私または同居の家族の名義ではありません。→ 交付対象とはなりません。
- Q9 今、美浦村の自分の持家に住んでいます。これから新たに別の敷地に住宅を取得し、転居します。→ 交付対象とはなりません。
- Q10 住宅を相続により取得しました。→ 交付対象とはなりません。
- Q11 私名義の土地に、居住用と営業用の併用住宅を新築します。→ はい。交付対象です。ただし、居住用部分に係る固定資産税相当額のみが奨励金の対象となります。

むらの 話 題



地域の話題をお待ちしています
(広報係 ☎ 885-0340 内線205)

「社会を明るくする運動」主催 作文コンテストで最優秀賞

このたび、第63回「社会を明るくする運動」茨城県推進委員会作文コンテストで、大谷小学校6年生の油井藍捺さんが「小学生部門」の最優秀賞・県知事賞を受賞しました。

見事に最優秀賞に輝いた作文の題名は「震災から学んだこと」。故郷の福島県大熊町で体験した東日本大震災での出来事を書き綴り、それに挫けることなく明るく生きていこうとしている姿勢が評価されたものです。

藍捺さんは、昨年4月に大谷小学校に転校入学して新しい学校生活をスタートされています。本とテニスが大好きで、現在の夢は2019年の茨城国体で茨城県代表選手になり、福島県代表選手と試合をすることだそうです。夢に向かって頑張ってください。



賀詞交歓会で新年の語らい



1月9日、美浦ゴルフ倶楽部にて「平成26年美浦村新春賀詞交歓会」が開催されました。

当日は村行政関係者をはじめ、商工会、村内金融機関、村建設業協会や地元産業の関係者、地元選出の国会議員、県議会議員等、約100名が一堂に会して新年の門出を祝いました。

出席された皆さんは、新たな年の始まりに臨み、昨今の経済状況や地域の振興・発展等について決意や抱負を語り合い、新年の挨拶を交わしました。

根本正氏「旭日双光章」受章



このたび、根本正氏（茂呂）が12月1日付で旭日双光章を受章されました。

根本氏は、これまで農村の生活環境改善・推進等に尽力されてこられました。また、行政の面でも長年にわたり美浦村議会議員として活動され、農政問題や教育問題、特に村立幼稚園児送迎バスの運行化に貢献される等、地域の活性化や生活の向上に関する多大な功績が認められました。

このたびの受章おめでとうございます。

今年も楽しく 親子スキー教室



1月18日、毎年恒例の親子スキー教室を会津高原たかつえスキー場（福島県）で開催しました。

今年は、村内の小学生親子43名が参加され、経験豊富な村体育協会スキー部の皆さんが、安全に配慮しながら生徒の技術に応じて基礎から指導をしてくださいました。

参加された皆さんは、好天のもと1日楽しくグレンデを滑ってスキーを満喫し、特に子ども達はめきめき上達していました。

美浦村消防団 勇壮に「出初式」開催



1月11日、光と風の丘公園において、新春恒例の美浦村消防出初式が行われました。

式には、村消防団員や江戸崎消防署美浦出張所の署員ら約290名が参加。寒風が吹き抜ける中で、消防団員は姿勢・服装・規律的な動作・機械器具操作等を来賓に披露し、消防・防災活動のための態勢が再確認されました。

また、式において消防活動功労者等の表彰が行われ、左記の方々が表彰されました。

【茨城県知事表彰】

《敬称略》

永年勤続功労章20年 部長 松葉時男(木原)
 団員 酒井正敦(興津)
 部長 富田正寿(馬掛)

【日本消防協会定例表彰】

功績章 副団長 松本博志(土屋)

【茨城県消防協会県南南部支部長表彰】

消防特別功労者 指導員 神保弘幸(信太)

【稲敷地方広域市町村圏事務組合消防長表彰】

操法大会出場分団
第8分団(山内・八井田・根火・牛込)

【消友会表彰】

操法大会出場分団
第8分団(山内・八井田・根火・牛込)

【美浦村長表彰】

優良分団
第8分団(山内・八井田・根火・牛込)

【美浦村長並びに美浦村消防団長表彰】

操法大会出場分団員表彰 第8分団員26名

語りと音楽・舞踊 で風土記を表現



大野郷と信太郷のはなし「琴と鼓がつなぐ恋」の一場面

昨年12月22日、文化財センターで常陸国風土記をテーマにしたミニ企画展「美浦に伝わる風土記の世界」の関連イベント「語りと音楽・舞踊でつづる信太物語〜流海の陸より〜」が開催されました。常陸国風土記を基にした4つの物語を紹介し、語りとイメージ音楽、そして踊りで物語を表現しました。来場者は、企画展の展示品や「信太物語」を見て、当時の人々の生活や様子を身近に感じていました。

みほ文芸

正調俚謡 日和吟社題「松・竹・梅」一字以上詠込み有季無季随意

雪を弾いて伸びゆく竹に我が子重ねる母の夢

路地の梅さえ咲きそに温い初春の茶の間の笑い声

医者イサの注意もきれいに忘れ食っちゃゴロ寝の松の内

梅ウメの木のよな武骨な字でも母の香りのする便り

おせち料理に梅の香そえて心豊かに春を待つ

狭い玄関ミニ盆栽の松も立派におもて・な・し

凛と明けたる新たな朝に幸がきらめく松飾り

景気戻れと願いも強く門に大きな松飾り

梅の香りにうぐいすもちと春を先取るおもてなし

ひかる竹から始まるロマン古き日本の奥深さ

春に先駆け蕾の梅が開く新年松飾り

一升餅を背負ってよちよち歩き祝う門出の松の内

日差し柔らかく優しく注ぎ梅はほころび春を呼ぶ

梅の香りを初春風のせて清し年明け幸祈る

松に初雪なよ竹しなり梅は春待つ冬が好き

寒く冷たい冬にも負けず春の訪れ願う松

頻りに降りぬく大雪最中重みけちらすしなり竹

一月の俳句(題 当季雑詠)

駅伝に絆とドラマお正月

水餅の輝いてる厚さかな

鳥の群鳴き鳴き向かふ初音

寄り添ふて白息交はす人と馬

初日の出湖面なでゆく鳥の群れ

三元氣だよと添へし一筆初便り

母の祈り殊に長かり初詣

三世代ゴルフ初打ち空清し

せせらぎの重く聞こえて冬清水

積ん読の山を減らしぬ三ヶ日

航一路風に逆らふ春着の子

初春や古希も角出し古女房

田島草実

本橋清湖

高橋一步

飯塚筑風

石戸律華

山崎笑子

長谷川悦子

小蘭江久美

門脇悠美

木村幸子

下村松陽

上野八千代

伊藤葉子

渡辺希代

磯西涼香

沼寄朋香

塚本夏雲

(五十首順)

青野安佐子

石毛恵美子

伊藤八千帆

岡野洋子

木澤はしめ

高柳幸子

田島早苗

中島輝子

松葉よしひ

松本秀子

宮崎きみ枝

矢原はつひ



おめでとう 美浦所属馬 G I, J・G I 制覇!

「第65回朝日杯フューチュリティS」 アジアエクスプレス号



12月15日、中山競馬場(1600m芝コース)で行われた第65回朝日杯フューチュリティSにおいて、美浦トレーニング・センター手塚貴久厩舎所属のアジアエクスプレス号が優勝しました。

初めて芝コースを走るにもかかわらず、その実力を買われて4番人気となったアジアエクスプレス号。各馬ともきれいにスタートを決めた中、馬群の中段に位置取りました。道中はじっくり先行馬を伺いながら力をため、最終コーナーを回って集団の外側が空いたところをすかさず大外へ抜け出し一気に加速。先行馬をすべて抜き去って見事に優勝しました。

担当の田中厩務員は、アジアエクスプレス号について「大人しくて手がかりません。このレースのパドックでは、周りの雰囲気がいつもと違うなと感じ取っていたように思います。ゴール直後はG Iを勝ったという実感は特にありませんでしたが、後からじわじわと。今後も普段どおり自分の仕事をこなしていきたい。」と語ってくれました。

実力を証明したアジアエクスプレス号は、現在放牧中とのことです。今後の活躍が楽しみです。



手塚 貴久 調教師



田中 良太 厩務員



「第136回中山大障害」

アポロマーベリック号

12月21日、中山競馬場(4100m芝コース)で行われた第136回中山大障害にて、美浦トレーニング・センター堀井雅広厩舎所属のアポロマーベリック号が優勝しました。

好スタートから最初の障害を先頭で飛越したアポロマーベリック号。その後は3番手の位置につけたまま、レース中盤まで軽やかに次々と障害を飛越していくと、終盤はペースを保ったまま自然とトップに立つ展開。最終コーナーを回る時点では、すでに3馬身差をつけていた後続をゴール前の直線でさらに引き離し、8馬身差をつけて圧勝しました。

瀬戸口調教厩務員は、「ちょっとやんちゃな感じで、いつもはレース前でも活発な雰囲気ですが、今回はすごく落ち着いていました。レースを見ていて、最後に後続を大きく引き離していったときは頭が真っ白になり、今までの思いが巡ってきて胸がいっぱいになってしまいました。」と語ってくれました。

圧倒的な強さでJ・G Iを初制覇したアポロマーベリック号は、春のレースに向けて放牧中だそうです。一層の飛躍を期待しましょう。



堀井 雅広 調教師



五十嵐 雄祐 騎手



瀬戸口 寛 調教厩務員

冬の「電気の手順な使い方」

日頃より節電へのご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
今冬については、お客さまにご協力いただいている節電の効果等により、電気の安定供給を確保できる見通しです。お客さまにおかれましては、引き続き、無理のない範囲で節電へのご協力をお願いいたします。

ご家庭のお客さまへ



- 設定温度の調整を適温に
- フィルターの掃除はこまめに
- 日射のない時間は、カーテン等で冷気の進入をカット
- 風向きは下向きに



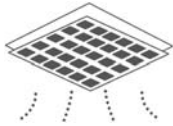
- 掛け布団は2枚に
- 敷き布団の下に断熱効果のあるマットを敷く



- 電球の取り換え時には省エネ性の高いランプに
- 調光機能を使う

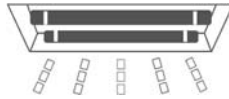
ビル・工場などのお客さまへ

空調



- 設定温度の調整を

照明



- 使用していないエリアは消灯を
- 照明の取り換え時には省エネ型を

パソコン



- 電源設定の見直しを

電気ご使用量を知って省エネについて考えてみませんか？

でんき家計簿

東京電力ホームページ「でんき家計簿」
<http://www.tepco.co.jp/kakeibo/> (お申込みはこちらから)

毎月の電気ご使用量と料金をはじめ、お客さまのライフスタイルに合った料金メニューや省エネ等のアドバイスをインターネットで簡単にご確認いただけるサービスです(登録無料)。



- ◎ 毎月の電気のご使用量と料金をグラフでチェックできる！
- ◎ ライフスタイルに合ったスマートで快適な電気の使い方がわかる！
- ◎ 料金メニュー選びに役立つ試算ができる！
- ◎ □座振替やカード払いの申込書の取り寄せができる！

◇お問合せ先 東京電力茨城カスタマーセンター ☎0120-995-332
受付時間：月～土曜日・午前9時～午後5時(休祝日を除く)

農地の権利移動・転用等には 手続きが必要ですよ

農地法で定められています

農地法では、国民に対する食糧の安定供給の確保に資することを目的に、農地の権利移動の統制、農地転用の統制等の仕組みを定めています。

農地の権利移動

農地を耕作目的で売買や貸借する場合には、農地法第3条の規定により、その農地の所在する農業委員会の許可を受ける必要があります。

この許可を受けていない農地の売買は効力が生じないとされていますので、対価を支払ったとしても許可が受けられないと所有権は取得できません。

なお、農地の賃貸借については、主に農業経営基盤強化事業計画の利用権設定申請で

対応しています。

▼農地法第3条申請の許可基準の主なもの 次のいずれかに該当する場合は許可されません。

- ・取得者が取得する農地のすべてを耕作すると認められない場合
- ・取得者の耕作面積が現在耕作している面積と取得する面積を含め5千㎡に満たない場合
- ・農地を効率的に利用すると認められない場合
- ・周辺の農地の利用に悪影響を与える可能性がある場合

◇申請の受付 毎月14日（14日が土・日、祝日の場合は、その前日または前々日）までに、申請のあったものをその月の定例総会で協議します。

農地の転用

※新規就農希望者には、農業委員会に経営計画等の提出と面談を実施しています。

土地の用途を、農地から住宅・工場・倉庫・駐車場・資材置場・植林等に変更する場合は、農地法第4条または第5条の規定により、県知事の許可（転用する農地が4万㎡を超える場合には農林水産大臣の許可）が必要になります。

なお、許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用しない場合には、農地法違反となり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合や、罰則規定の適用を受ける場合もあります。

▼農地法第4条申請 所有者自らが、農地を農地以外のものに転用する場合の申請となります。

▼農地法第5条申請 農地を買い、または借り受けて、農地以外の目的に供する場合の申請となります。

◇申請の受付 毎月14日（14日が土・日、祝日の場合は、その前日または前々日）までに、申請のあったものをその月の定例総会で協議します。

※市街化区域内の農地を転用する場合には、その農地の所在する農業委員会にあらかじめ届け出れば、届出受理書が通知され、許可を受けなくても転用することができます。

農地の改良

農地の改良とは、農地の効率的な利用を図るために、現に耕作している農地を盛り土、削土、施肥等により、形質を変更する一連の行為のことを指します。

農地の改良を行う場合には、事業を実施する1カ月前までに、その農地の所在する農業

委員会に協議書を提出しなければなりません。農業委員会には、協議書を基に定例総会の日協議し、農地等の改良に対する同意・不同意を申請者に通知します。

農地の相続

農地を相続（遺産分割、包括遺贈を含む）、時効取得等で、許可を要せずに取得した場合には、その農地が所在する農業委員会への届出が必要になります。なお、届出は農地の取得日から概ね10カ月以内に行ってください。

美浦村農業委員会の定例総会は、原則、毎月25日に行っています。

事業内容により、他法令にも該当する場合があります。各申請について、申請に必要なもの等の詳細については、役場経済課内農業委員会事務局 ☎8510340（内線211）へお問い合わせください。



介護保険

お問合せ
福祉介護課介護保険係

介護保険を利用するには？

「要介護認定・要支援認定等結果通知書」を受け取ってからサービスを利用するまで

要介護認定等結果通知を受け取った後に、「要支援1・要支援2」および「非該当」と判定された方は地域包括支援センターと、「要介護1から要介護5」と判定された方は居宅介護支援事業所または介護保険施設と契約・相談し、ケアプランの作成や利用するサービスを選びます。自分らしく、できる限り自立した暮らしができるようなサービスをお選びください。

要介護認定等結果通知

要支援1・2

介護保険の介護予防サービスが利用できます。

地域包括支援センターから連絡がいきます。同センターの介護予防事業所と契約します。

センターの職員と目標や要望を話し合い、介護にならないためのサービスを盛り込んだケアプランを作成します。

サービスの利用開始

サービス（デイサービスや訪問介護など）を提供する事業者と契約し、ケアプランに基づいたサービスの利用を開始します。利用料金は、原則としてサービス費用の1割になります。

要介護1～5

介護保険の介護サービスを利用できます。在宅で受けるサービス（在宅での介護）と、施設サービス（施設での介護）のどちらかを選択します。

在宅で受けるサービス

居宅介護支援事業所を選び契約をすると、担当のケアマネジャーが決まります。

本人や家族の要望をケアマネジャーと話し合い、ケアプランを作成します。

施設サービス

施設に直接申し込み、その施設で作成したケアプランに基づいたサービスの利用が開始されます。

非該当（自立）

介護保険でのサービスは利用できませんが、地域支援事業や福祉サービスを利用できる場合があります。

介護予防（二次予防対象者）プログラムに参加しましょう

地域包括支援センターの職員と相談をしながら、介護予防事業の予防教室等に参加して、介護が必要な状態にならないようにしましょう。

【各種予防教室】

- ・介護予防デイサービス
- ・やまゆり運動教室
- ・貯筋運動教室
- ・口腔機能向上教室 など



※ケアマネジャーとは、利用者からの相談に応じて、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるような計画を立ててくれる専門家です。「居宅介護支援事業所」に配属されています。どこにどのような事業所があるかは、役場福祉介護課または地域包括支援センターにお問い合わせください。

※ケアプランとは、これからの生活の設計図として、どのようなサービスを何曜日の何時に、どれくらい利用するかを1カ月単位で定めた計画書のことです。

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

若者向け 悪徳商法被害防止 共同キャンペーン中

とにかく早めに解決の
ための相談をしましょう

- ◎若者に多い被害の主なもの
- ・携帯電話の有料アダルトサイトの利用料金の架空請求
- ・多重債務やヤミ金融トラブル
- ・貴金属や会員権のアポイント商法
- ・化粧品のカヤッチセールス
- ・資格取得用教材セット等の電話勧誘
- ・中古車契約
- ・外国語教室やエステサービス
- ・化粧品や健康食品のマルチ商法等

◎契約とは約束の意味

「契約」とは、人と人との約束を意味します。人が社会生

活を営むには、この約束を守るといことが一番大切です。契約は、民法という法律で守られていて、それに違反した場合に罰せられたり損害を賠償したりしなければなりません。このことをよく覚えておきましょう。

◎契約の内容をよく確認しよう

当事者同士の合意があれば契約は成立し、口約束であっても契約そのものは成り立ちます。多くの場合は契約書を作って契約の成立と内容をはっきりさせ、後でトラブルになるのを防いでいます。契約をする場合は契約書をよく読んで、納得してからサインをし、はんこを押すようにしましょう。

未成年者が契約した場合

20歳未満の未成年者の契約には、法定代理人（通常は両親）の合意が必要です。法定代理人が合意していない未成年者の契約の取り消しは、本人または法定代理人どちらでもできることになっています。未成年者が成人だとウソをついて契約した場合は取り消すことはできません。

（いばらき消費生活なび若者向けのページより抜粋）

お菓子を食べたら 酔っぱらった!?

【事例1】

洋菓子店で購入したパウンドケーキを食べた娘が嘔吐した。ブランドンデーが使われていたが、購入時にアルコール入りという説明はなかった。

（当事者…7歳女児）

【事例2】

お土産でもらったゼリーを食べた後、子どもの顔が赤くなり、息が酒臭くなって酔っ払ったような状態になった。

（当事者…1歳、3歳）

【ひとこと助言】

お菓子にアルコールが入っていると知らずに子どもに与えてしまい、子どもの具合が悪くなったという報告が寄せられています。

菓子類には洋酒等が使われているものがあります。飲料ではアルコールが1%以上含まれているものには「酒類」の表示が義務付けられています

が、菓子類にはありません。店頭で確認したり、原材料の表示をよく見たりする等注意が必要です。事例のほかにも液体の色や容器が類似しているため、清涼飲料と間違えてアルコール飲料を子どもが飲んでしまうケースもあります。子どもの場合、アルコールの摂取量によっては深刻な事故につながるおそれがあります。子どもの飲食物には日ごろから注意しましょう。

（国民生活センター子どもサポート情報より抜粋）

食の安全サポーター研修

無添加の美味しいスイーツや味噌と一緒に作りましょう。

《スイーツを作ろう》

◇開催日時 3月6日(木)午前10時

◇参加費 500円

《味噌作りを体験しよう》

◇開催日時 3月7日(金)午前10時

◇参加費 800円

*味噌作りの準備作業に参加できる方も募集します。準備作業は、スイーツ作りと並行して行います。

消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター（消費生活相談全般）☎885-7141（直通）

月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。）

都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。）

◇消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎0570-064-370

◇県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）

午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379



- 【両研修の共通事項】
- ◇場所 中央公民館調理室
- ◇募集人数 10名
- ◇持ち物 エプロン、三角巾
- ◇申込期限 2月20日(木)
- ◇申込・問合せ先 村消費生活センター



麻しん(はしか)・
風しんを
防ぎましょう

麻しん(はしか)は
こんな病気です

麻しんは感染力が非常に強いため、いったん発生するとまん延防止が困難で、幼稚園や学校・会社等で流行すると、予防接種が1回のみ、または全く予防接種を受けていない等により免疫がない人は、ほとんど全員が感染します。

麻しんは10〜12日の潜伏期間後に症状があらわれ、最初3〜4日間は38℃前後の発熱とせき・鼻水といった風邪に似た症状があり、いったん熱が下がりがよくなったように見えます。

しかし、その後に39〜40℃

の高熱とともに発疹が出てきて全身に広がり、頬の内側には麻しん特有の白いポツポツが出ます。せきもひどくなると体力の消耗も激しく、重症化すると脳炎や肺炎、中耳炎等の合併症を起こすことの多い恐ろしい病気です。

風しんは
こんな病気です

風しんは、咳・くしゃみ等での飛沫感染によつて感染する、急性の発疹性感染症です。ウイルスは、のどや首のリンパ節で増殖し血液中に入ります。赤いポツポツが顔から全身に広がり、同時に38℃程度の発熱が出ますが2〜3日で下がります。首や耳の後ろ、後頭部のリンパ節が腫れますが、症状が軽く特別な治療をしなくても自然に治ります。

潜伏期間は約2〜3週間と長く、発疹の出る2〜3日前から感染力があります。また、感染しても症状が出ない人もいるため、知らないうちに感染していることもあります。

ただし、妊娠中の女性(特に妊娠20週頃まで)が風しんにかかると、生れてくる赤

やんに難聴・白内障・心臓病や発達の遅れ(先天性風疹症候群)等が出る可能性があります。

◎MR(麻しん・風しん)
予防接種を受けましょう

MR(麻しん・風しん)予防接種は、予防接種法に基づく定期予防接種です。1回の接種で95%以上の確率での免疫をつけることができるものの100%ではなく、免疫力も徐々に低下することから、2回の接種が必要です。

対象者すべての方々に対象期間内に必要な回数の接種を受けていただくことが、最も麻しん・風しんの予防・流行の防止に効果的です。

進学や就職の際には「麻しんの予防接種をうけていること」が求められることもありますので、忘れずに接種しましょう。

- ◎第1期
・接種時期 1歳〜2歳未満
(2歳の誕生日の前日まで)
- ◎第2期
・接種時期 小学校就学1年前の4月1日〜翌年3月31日(年長児)

◇接種料金

接種期間内は全額公費負担ですが、その期間を過ぎると全額自己負担(1万円位)になります。

◇接種方法

下表の予防接種協力医療機関で接種を受けてください。
*事前に予約が必要です。

◇問合せ 健康増進課(保健

センター) ☎885-1188



休日当番医

診療時間：午前9時〜午後4時
都合により当番医を変更することがあります。
※お問合せ先：なるしま内科医院 ☎869-4820

月	日	当番医	電話番号
2月	16日(日)	はたかわ医院 佐倉クリニック	美浦 稲敷 ☎885-2358 ☎892-7011
	23日(日)	美浦中央病院 江戸崎ひかりクリニック	美浦 稲敷 ☎885-3551 ☎834-5777
3月	2日(日)	さかえ医院 いなしきクリニック	阿見 稲敷 ☎888-2662 ☎892-3372
	9日(日)	森脇整形外科 いわき内科クリニック	阿見 稲敷 ☎843-7888 ☎875-5100

予防接種協力医療機関	電話番号
美浦中央病院	☎885-3551
はたかわ医院	☎885-2358
東京医科大学茨城医療センター	☎887-1161
宮崎こどもクリニック	☎891-3000
江戸崎ひかりクリニック	☎834-5777
坂本耳鼻咽喉科医院	☎892-2627
佐倉クリニック	☎892-7011
鈴木クリニック	☎892-3640

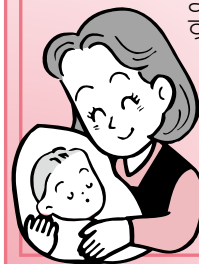
子育て支援の各種手当

今号の広報みほでは、子育て支援の様々な手当のうち、児童扶養手当と特別児童扶養手当、母子父子福祉住宅手当について皆さんにお知らせします。

※どの手当も受給するためには申請が必要となります。

(各申請書は役場福祉介護課にあります)

◇お問合せ 役場福祉介護課 ☎ 8 8 5 1 0 3 4 0 内線 1 1 1



児童扶養手当とは

父または母と生計を共にしていない児童の健やかな成長と生活の安定、自立を促進するための手当です。

《対象》

次のいずれかに該当する児童を養育している方。ただし、児童および父、母または養育者が日本国内に住んでいない場合や、公的年金を受けられる場合は受給できません。

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が政令で定める程度の障害にある児童
- ・ 父または母の生死が明らかでない児童
- ・ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童

・ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

※児童扶養手当における「児童」とは、18歳に達する日以後、最初の3月31日(18歳に到達した年度の年度末)までにある方をいいます。ただし、特別児童扶養手当2級と同程度以上の障害がある場合には、20歳未満までの方となります。

《手当の額(月額)》

対象児童数	手当の額
1人	4万1430円
2人	4万6430円
3人	4万9430円

*対象児童数が3人を超える場合、一人増えるごとに3千円を加算

※所得による支給制限があります。(一部または全額)

◎現在、児童扶養手当を受給している方へ

次のような場合は、児童扶養手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。届出をしないまま支給を受けた場合、その期間の児童扶養手当は全額返還していただくことになります。

- ・ 婚姻の届出をしたとき
- ・ 婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係(男性と同居、または同居がなくとも頻繁な訪問があり生活費の援助がある場合)になったとき
- ・ 受給者本人や児童が年金を受けられることができるようになったとき
- ・ 児童が児童福祉施設に入所したり、転出したことなど

により、受給者が監護または養育しなくなったとき
その他支給要件に該当しなくなったとき

特別児童扶養手当とは

身体や精神に障害のある児童を監護する方に対し、手当が支給されます。

《対象》

次のいずれかに該当する20歳未満の児童(障害年金等を受けている方および児童福祉施設に入所している方は対象外)を養育している方。ただし、児童および父、母または養育者が日本国内に住んでいない場合は受給できません。

▼特別児童扶養手当1級

・ 障害の程度が身体障害者手帳の1級・2級程度(内部的疾患は例外があります)

・ 療育手帳の判定がA・A程度の知的障害、または同程度の精神障害

▼特別児童扶養手当2級

・ 障害の程度が身体障害者手帳の3級程度(内部的疾患は例外があります)

・ 療育手帳の判定がB程度の知的障害、または同程度の精神障害

《手当の額(1人/月)》

区分	手当の額
1級	5万50円
2級	3万3330円

※所得による支給制限があります。(全額)

母子父子福祉住宅手当を支給します

村では、借家住いの母子家庭と父子家庭の方に対し、母子父子福祉住宅手当を年2回、9月と3月に支給しています。

《対象》

美浦村に住所を有し、次の両方に該当する「母子家庭または父子家庭」の方

- ・ 自家住宅を所有せず、借家住いで賃貸借している方
- ・ 児童扶養手当の当該年度における所得制限の範囲内にある方

《手当の額(月額)》

・ 4千円

《申請方法》

申請書、賃貸契約書の写し、家賃に係る領収書の写し、印鑑、振込先の分かるものをお持ちになって、役場福祉介護課へ申請してください。(申請も年2回必要です)

*申請期限…3月14日(金)

美浦村 子育て情報

子育て ワンポイント

毎月、親子でできる簡単な遊びや子育てのコツを紹介していきます。



🎉 楽しさ広がる布あそび 🎉

- ◎ **バンダナ**…端と端を結んで数枚繋げたものをティッシュ箱に入れ、穴から引っ張り出して遊ぶ。
- ◎ **ハンカチ**…四隅を合わせて折りたたむやり方を教える(2歳くらいから)。
- ◎ **フェイスタオル**…腰にタオルを挟んでしっぽに見立て、子どもに取らせる。/大人がタオルの端を持ち、振ったりフェイントをかけたたりしながら、子どもに掴ませる。
- ◎ **バスタオル**…洗濯バサミ等で端をとめて筒状にし、その中に子どもを座らせて頭まで隠す。「イナイナイばあ〜」と言ってストーンと落とす。

ハンカチやバンダナは電車の中や診療の待ち時間等で簡単に遊べるので、工夫して遊んでみてはいかがでしょうか？

3月の 子育て広場

予約必要なし
開催時間内
出入り自由

ぴよ：ぴよぴよサロン&プレママサロン
(通常：午前10時～正午、PM:午後1～3時)
◇対象 2カ月～1歳未満、妊婦さん
◇場所 木原地区多目的集会施設和室

ぴよぴよサロン&プレママサロンでは、毎月一度、保健師、助産師、栄養士さんによる個別の「育児相談(👩)」を行っています。(通常の自由遊びもあり)

よち：よちよちルーム (午前10時～正午)
◇対象 1歳児 (H23.4.2～H24.4.1生)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 よち ほっ	4 ほっ	5 PM ぴよ ほっ	6 ほっ	7 ほっ	8
9	10 よち ほっ	11 エン ほっ	12 👩 ぴよ ほっ	13 ほっ	14 ほっ	15
16	17 よち ほっ	18 エン ほっ	19 ほっ	20 ほっ	21	22
23/ 30	24/ 31 ほっ	25 ほっ	26 ほっ	27 ほっ	28 ほっ	29

◇場所 木原地区多目的集会施設和室

エン：エンジョイ子育て (午前10時～正午)
◇対象 0歳～就園前

◇場所 木原地区多目的集会施設和室、または村内の公園・公共施設

ほっ：子育てほっとルーム (午前9時～午後4時)
◇対象 0歳～就園前

◇場所 子育て支援センター

※各子育て広場の詳細と、開催場所(都合により変更する場合があります)については、役場・中央公民館・保健センターに設置している「子育てカレンダー(毎月発行)」でご確認ください。

※どの子育て広場も「子育て支援センターのスタッフ」が担当しています。

発達相談 (子育てや発達に関する相談)

◇対象 0歳児～学童

◇場所 予約時にお知らせします。

◇予約方法 子育て支援センターに電話で予約してください。

※発達相談員が担当しています。

要予約

☎問合せ 子育て支援センター(木原地区多目的集会施設内) ☎885-6511 *午前9時から午後4時30分まで

お知らせ

放課後児童クラブ 入会児童募集

児童館では、放課後に大谷時計台児童館・木原城山児童館・安中小学校にて開設する放課後児童クラブの入会児童を募集します。

◇対象 仕事や病気等、保護者の事情により放課後家庭において健全な育成を受けることができない小学1～6年生

◇利用時間 放課後から保護者が迎えにこられる時間まで（最長・午後6時15分）

◇申込方法 各児童館で配布している「入会申請書」と家庭状況に応じた「各種証

明書」用紙（村ホームページでもダウンロード可）を、対象の児童館に提出してください。

◇申込期間 2月26日（水）～3月4日（火）午前9時30分～午後3時（土・日を除く）※入会した児童の保護者の方には、児童クラブ保護者会に加入していただく必要があります。（年会費・一世帯につき1000円）

◇問合せ 大谷時計台児童館、木原城山児童館

- 美浦村役場 ☎885-0340
 - 中央公民館 ☎885-4451
 - 中央公民館図書室 ☎885-8442
 - 文化財センター ☎886-0291
 - 光と風の丘公園クラブハウス ☎885-6711
 - 保健センター ☎885-1889
 - 美浦水処理センター ☎885-0720
 - （上下水道課） ☎885-8899
 - 大谷時計台児童館 ☎885-0597
 - 木原城山児童館 ☎885-1064
 - 大谷保育所 ☎885-1549
 - 木原保育所 ☎885-4488
 - 社会福祉協議会 ☎885-0038
 - 老人福祉センター ☎885-7080
 - デイサービスセンター ☎885-8885
 - シルバー人材センター ☎886-0007
- 美浦村ホームページアドレス
<http://www.vill.miho.lg.jp/>
 Eメール info@vill.miho.lg.jp

平成26年度みほ文化 講座体験・見学会

中央公民館では、来年度に開講予定のみほ文化講座の内容を村民の皆様にご理解いただくため、「平成26年度みほ文化講座体験・見学会」を開催します。

◇見学会開催日・開講講座数
 ・2月15日（土）：2講座
 ・3月20日（木）：1講座
 ・3月29日（土）：14講座

※開講時間・内容等については、「平成26年度みほ文化講座体験・見学会のご案内」（村ホームページに掲載）のチラシをご覧ください。

◇問合せ 中央公民館

地域サポートクーポン券 のご利用は早めにご利用ください

敬老会での贈呈品の一つである「地域サポートクーポン券」には使用期限があり、本年3月31日までとなっております。お早めにご利用ください。

クーポン券取扱店については、同封の取扱一覧（緑色の紙）をご覧ください。美浦村商工会または役場福祉介護課までお問い合わせください。

※店舗により特売品・一部商品（煙草・書籍・印紙等）には利用できない場合があります。購入前にクーポン券が利用できるかクーポン券取扱店にご確認ください。

◇問合せ 役場福祉介護課

文化財巡り参加者募集

ダイダラボウ伝説で有名な大串貝塚（国史跡）と、布佐地区の毘沙門天立像（県指定）が展示されている特別展「常陸南北朝史」を見学します。

◇開催日 2月28日（金）

◇集合時間 午前8時

◇集合場所 村中央公民館

◇見学先 大串貝塚、県立歴史館

「梅朝基礎落語」開催

事前申込不要。聴講を希望される方は、当日開始時間までに文化財センターにお越しください。

◇日時 2月22日（土）午後1時30分～3時30分

◇会場 文化財センター

◇内容 落語の創作性をテーマに落語を披露します。演目は「天災」と「禁酒番屋」。解説もあります。

◇講師 好文亭梅朝さん

◇問合せ 文化財センター

村の交通事故発生状況 (12月1日～31日)

	年累計
発生件数	0 (38)
負傷者数	0 (51)
死者数	0 (0)

12月31日現在死者ゼロ継続1,175日

難病患者支援費支給のご案内

美浦村では、難病患者の方に対し「難病患者支援費」を支給しています。

◇**受給資格者** 美浦村に居住し、茨城県から発行された一般特定疾患医療受給者証を保持し、現に治療を受けている方またはその保護者

◇**申請方法** 一般特定疾患医療受給者証、印鑑、振込先の分かるものを持参のうえ、年2回(8月と2月)、役場福祉介護課で申請をしてください。(申請書は、役場福祉介護課にあります)

◇**支援費の額** 月額3000円(申請者個々の金融機関の口座に振り込みます)

◇**問合せ** 役場福祉介護課

第二次健康づくり計画へのご意見募集

村では、「人と自然が輝くまち美浦」を目指し、健康増進と食育推進を総合的に取り組むための第二次健康づくり計画(健康増進・食育推進)(案)の策定を進めています。この

たび計画の案を作成しましたので、村民(※)の皆様のご意見(パブリックコメント)を募集します。

◇計画(案)の概要

- ・計画名 第二次健康づくり計画(健康増進・食育推進)
- ・計画期間 平成26年度～平成30年度
- ・計画構成 健康増進計画・食育推進計画

◇**募集期限** 3月3日(月)

◇**計画の閲覧場所** 保健センター(健康増進課)、役場福祉介護課、中央公民館、光と風の丘公園クラブハウス
*美浦村公式ホームページにも掲載します。

◇意見提出方法

- 宛てにパブリックコメント用紙を持参・郵送・FAX
- ・電子メールで送付する他、閲覧場所に設置してある回収箱へ入れてください。
- *パブリックコメント用紙は、閲覧場所に用意しています。

その他、美浦村公式ホームページからもダウンロードできます。

※「村民」とは、次に掲げるものをいいます。

- ①村内に住所を有する者
- ②村内に事務所又は事業所を

有する個人及び法人その他の団体

③村内の事務所又は事業所に勤務する者

④村内の学校に在学する者

⑤本村に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体

⑥前各号に掲げるもののほか、手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

◇**問合せ** 保健センター(健康増進課) ☎88511889、FAX・88518295、E-mail: info@vill.niho.jp

木村大木村義輝親子が奏でる、日本のうた心のうた

親子による夢の共演。ふたつのギターが織りなす美しい日本の叙情歌をあなたへ。(東日本大震災支援の一環)

◇**日時** 2月23日(日)午後2時開演(午後1時30分開場)

◇**会場** つくばカピオホール

◇**入場料(全席指定)** 3500円(当日券4000円)

*チケットのお申し込み: [tp://kimuradai.com/](http://kimuradai.com/)

◇**主催** 木村ギター音楽院

木村音楽事務所
◇**後援** 美浦村/美浦村教育委員会

◇**問合せ** 木村ギター音楽院 ☎88517019、木村音楽事務所 ☎029182110544、つくばカピオホール ☎029185112886

2014美浦体操フェスティバル

地域に体操の輪を広げようと、子どもたちの体操・新体操・トランポリンの演技発表を中心に、保護者と指導者が一丸となって開催します。ゲストにヒップホップダンスON PARADEの皆さん、賛助出演に茨城ダンススポーツクラブの社交ダンスを披露していただきます。スポーツの楽しさをぜひ会場でご覧ください。

◇**日時** 2月23日(日)午後1時30分(午後1時開場)

◇**会場** 美浦中学校体育館

◇**主催** 美浦体操クラブ

◇**後援** 美浦村、美浦村教育委員会、美浦ライオンズクラブ

◇**問合せ** 美浦体操フェスティバル

イバル事務局 ☎88517771

読むこと・声で伝えることのスキルアップ

村老人福祉センターにおかれたボランティアセンターでは、ボランティア活動に必要な心構えや技術を高めようとセミナーを開催しています。現在ボランティア活動をされている方、ボランティアをやってみようと思っっている方の交流の場にもなっています。どなたでも参加できますので、ぜひご参加ください。

◇**日時** 3月8日(土)午前10時～正午

◇**場所** 村老人福祉センター1階会議室

◇**講師** フリーアナウンサー 加奈氏

◇**内容** 朗読教室(話・語・読・誦の音声表現を学ぶ)

◇**参加費** 無料

*当日参加可ですが、資料準備のため、左記まで電話にてお申し込みください。

◇**申込・問合せ** ボランティアセンター(村老人福祉センター内) ☎88517080

心身に障がいをお持ちの方へ減免制度

県では、一定の要件を満たす方に設けている減免制度のうち、自動車税に係る減免申請の受付を美浦村で行います。

◇日時 2月19日(水)・3月19日(水)午前10時～正午、午後1時～4時

◇会場 役場1階相談室

*車の新規登録や自動車取得税に係る減免は、水戸または土浦税務事務所自動車税分室でお願いします。

◇必要な書類 減免の要件により必要な書類がありますので、左記の県税事務所まで必ずお問合わせください。

◇問合せ 土浦県税事務所収税第三課 ☎029-1822-17230

「食へ物」について親子で考えるシンポジウム開催

◇日時 3月1日(土)午前9時30分～午後12時30分

◇会場 茨城県立医療大学 (阿見町阿見4669-12)

◇内容 真の食育とは何かをテーマに全国でご活躍の小

泉武夫先生を招いて講演

◇定員 200人(事前登録制)

◇申込方法 住所、氏名、電話番号、職業を記入し、FAXまたは電話にてお申し込みください。

◇申込・問合せ 関東農政局土浦地域センター ☎029-1843-16892、FAX029-1843-1141

安全な建築物の最後の仕上げ「完了検査」

建築確認を受けた建築物が完成した際には、完了検査を受けることとなっています。

この検査は、建築物の強度や避難等の基本的な性能について、建築基準法による関係規定への適合を法定機関が現地において確認するものです。検査を受けるためには、工事完了時に『完了検査申請書』を管轄の行政機関または指定確認検査機関へ提出してください。また、検査後に交付される『検査済証』は、建築物の安全性等が確認された適合建築物の証であり、建築物の売買や融資を受ける際や増築時に提示を求められること

もありますので、大切に保管してください。

◇問合せ 茨城県南県民センター建築指導課 ☎029-1822-18519

オストミー講習会

◇日時 2月23日(日)午前10時～午後2時45分

◇会場 つくばサイエンス・インフォメーションセンター(つくば市吾妻1-10-1)

◇内容 人工肛門・人工ぼうこうの方の勉強会

◇参加費 1000円(弁当・資料他)

◇申込締切 2月17日(月)

◇申込・問合せ 公益社団法人日本オストミー協会茨城県支部(山之内) ☎0297-162-17463

茨城県の特定最低賃金改正

茨城県の特定最低賃金が、次の①～④のとおり改正決定されました。(効力発生日：平成25年12月31日)

- ①鉄鋼業…時間額818円
- ②はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業…時間額798円

③計量器・測定器・分析機器

・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信器具、時計・同部品製造業…時間額793円

④各種商品小売業…時間額767円

◇問合せ 茨城労働局賃金室 ☎029-1224-16216

「霞ヶ浦圏域河川整備計画」へのご意見募集

霞ヶ浦圏域の県が管理している河川を対象に、洪水対策に関すること(治水)、農業用

水等の河川水の利用に関すること(利水)、河川環境の保全に関すること(環境)等について、河川整備計画を作成して、ご意見を反映させるため、計画の原案を公表しておりますので、ご覧のうえ、ご意見をお聞かせください。

◇縦覧期間 2月14日(金)～28日(金)*土日曜日・祝日は除く。

◇縦覧場所 竜ヶ崎工務事務所(県ホームページ中の河川課ホームページでも縦覧できます)

◇問合せ 竜ヶ崎工務事務所 河川整備課 ☎0297-165-11716

村内小・中学校、美浦村役場の放射線量率

◇使用機器

学校:クリアパルス A2700
役場:日立アロカメディカル TCS-172B

◇測定放射線

γ線 (単位: μSv/h)

木原小学校 測定日 1月20日	校庭(地上高50cm)	0.094
	校舎内	0.077
安中小学校 測定日 1月20日	校庭(地上高50cm)	0.104
	校舎内	0.071
大谷小学校 測定日 1月20日	校庭(地上高50cm)	0.094
	校舎内	0.065
美浦中学校 測定日 1月20日	校庭(地上高1m)	0.107
	校舎内	0.086
美浦村役場 測定日 1月22日	駐車場(地上高1m)	0.11
	庁舎内	0.07

平日住民課窓口 来られない方へ

住民課では、窓口時間の延長や電話予約による証明書等の発行を行っています。通常の業務内容とは異なりますので、ご利用の際は電話等で事前にご確認ください。

◎住民課窓口延長サービス

◇2月の実施日 2月12日・26日（毎月第2・4水曜日〔祝日・年末年始を除く〕に実施しています）

◇実施時間 午後5時15分～午後7時

◇取扱業務 各種証明書（住民票・戸籍の証明書・印鑑登録証明書）の発行、印鑑

弁護士による法律相談

日時 3月19日(水)
午後1:30～3:30
*3月5日(水)午前8:30より申込受付

心配ごと相談

日時 毎週月曜日(祝日・年末年始を除く)
午後1:00～3:00

*事前に申込みをされていない方は、お待ちいただく場合があります。

会場・申込先
老人福祉センター ☎885-7080
主催 美浦村社会福祉協議会

教育相談

日時 毎週水・木曜日
(電話受付 火～金)
午前9:00～12:00
午後1:00～3:30

*相談日以外は留守番電話又はFAXで

電話相談 ☎・FAX 885-7788

来所相談 光と風の丘公園クラブハウス

事前連絡のうえお出かけください

行政相談

日時 2月27日(木)
午前10:00～12:00
場所 役場1階住民相談室

国の仕事のことなどで困ったときは
ご相談ください(予約不要)

障がい者相談

日時 2月17日(月)
午後1:00～3:30
場所 老人福祉センター

身体・知的障がい者やご家族の悩み事等
何でもご相談に応じます(予約不要)

問合せ先 役場福祉介護課

2月の納税

*納期限は2月28日(金)です。

固定資産税(4期)
国民健康保険税(6期)
介護保険料(8期)
後期高齢者医療保険料(8期)

善意

〔社会福祉協議会へ〕

○丸山和昭様(舟子)より、色紙
○増尾絵里子様(土浦市)より、
古切手
ありがとうございました。

「がんばっぺ!茨城」企業説明会&就職面接会

◇対象者 平成26年3月および平成27年3月卒業予定の大学生等(事前申込不要)

◇日時および場所

*2月24日(月)午前10時～午後2時(2部制) / 水戸三の丸ホテル
*2月28日(金)午前11時～就

業説明会



関東電気保安協会

http://www.kdh.or.jp/

活セミナー、午後1時～企業説明会・就職面接会／ホテルマロウド筑波

◇問合せ 茨城労働局職業安定課 ☎029-224-6218、茨城県労働政策課 ☎029-301-3645

自衛官募集

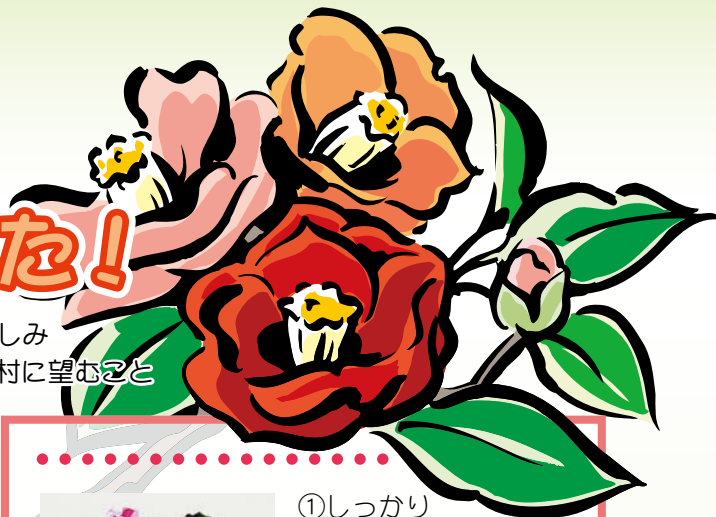
～自衛官候補生(男子)

◇応募資格 18歳以上27歳未満の者(平成26年4月1日現在)
◇受付期間 年間を通じて行っています。
◇試験日 受付時にお知らせします。
◇問合せ 自衛隊茨城地方協力本部 龍ヶ崎地域事務所 ☎0297-64-3351

*自衛隊茨城地方協力本部ホームページ
http://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/



20歳の心境を聞いてみました!



- ①成人式(20歳)を迎えての心境 ②今、一番の楽しみ
③将来の目標・夢 ④美浦村をどう思いますか? 村に望むこと



福田 優輝さん
(馬見山)

- ①会場で皆に会い、やっと成人になった実感が湧きました。
②趣味の筋トレをしているとき。
③仕事についたら沢山お金を稼いで、幸せな家庭を築きたい。
④田舎だけど自然が豊かなので、それが素晴らしいと思います。



梅田 亜莉沙さん
(-)

- ①しっかりした大人になりたい。
②学校で友達と話すこと。
③パティシエになること。
④自然が豊かで良いところだと思います。



長澤 里奈さん
(信太)

- ①徐々に地元の友達と会えてとても嬉しいです。
②成人式後の同窓会。
③夢だった保育士という目標は達成したので、後はプロ意識を高めて仕事をしたい。
④友情に熱い村。これからも良き絆を育める村でいてほしい。



佐藤 匠さん
(布佐南部)

- ①これからは成人としての心構えを持っていきたいと思っています。
②自動車の知識を高めて、将来の仕事と自分の車に活かしたい。
③お客様に信頼される整備士になりたい。
④もっと村が持つ自然の良さをPRしたほうが良いと思います。



正慶 宗一郎さん
(八井田)

- ①成人の実感はありませんが、皆に会って懐かしく感じました。
②オーディオ製作が趣味で、アンプやスピーカーを作ること。
③趣味の延長線上の仕事に就きたい。一般的な家庭が理想です。
④夜空が見える自然があつて良いと思う。



鈴木 要さん
(下舟子)

- ①懐かしさが蘇ってきます。皆見た目は変わっても中身は変わってなくて、楽しかったです。
②皆とお酒を飲むこと。
③音楽を学んでいるので、音楽に携わる仕事に就きたい。
④自然豊かで良い村。交通をもっと便利に。